

Ⅰ お家賃について

入居後のお家賃振込について

※家賃・駐車料は毎月末日に当月分を水道料金・共益費については二ヶ月に一度、家賃・駐車料と共に指定口座から自動引き落としによって納付していただきます。

末日が金融機関休業日（土日祝）の場合、引き落とし期日は翌営業日になります。

なお、家賃等が未納となった場合は、明け渡し訴訟、強制執行等、法的措置をとることとなりますので、お納め忘れのないようご注意ください。

※引落としの手続きをされたお客様でも、銀行手続きの関係上翌月からの引落に間に合わないこともございます。

引落とし開始月までは振替日後 1～2 週間以内に送付される納付書にて金融機関でお支払いください。

納付書でのお支払いが出来ない（平日の都合が合わない等）は当社へご相談ください。



ご入金漏れのない
口座引落としをおすすめしています。

家賃の支払いを毎月振り込んでいるが、口座からの引落しに変更したい。

※『和歌山市 口座振替依頼書』の提出が必要ですので当公社 和歌山県住宅供給公社までお越しください。

郵送にて送らせていただくこともできますので、お気軽にご連絡下さい。

☎和歌山県住宅供給公社：073-494-7471

引落日のお知らせ

住宅使用料：**毎月** 末日

水道料等（共益費）：**偶数月** 末日

※引落日が土日祝の場合は、金融機関の翌営業日となります。

家賃を引落しにしているが、引落口座を変更したい。

※『和歌山市 口座振替依頼書』の再提出が必要ですので和歌山県住宅供給公社までお越しください。

郵送にて送らせていただくこともできますので、お気軽にご連絡下さい。☎和歌山県住宅供給公社:073-494-7471

毎月の家賃等の支払いを口座振替にしているが、残高不足等で引落しされていなかった

※口座振替不能（口座名義人、和歌山市、金融機関の都合等による）の場合は、振替日後 **1～2 週間以内に納付書**を送付しますので、直接金融機関で納付してください。